

種類がよくわからないキノコや植物は、「採らない」「食べない」「人にあげない」が原則！

キノコ食中毒に注意！

確実に鑑定された食用キノコや植物以外は、絶対に取って食べない。

図鑑の写真や絵に当てはめ、素人判断で鑑定しない。キノコは発生時期、場所などで形態が異なります。「茎が縦に裂けるキノコは食べられる」とか「虫に食われた跡があるキノコは食べられる」など、毒キノコを見分ける言い伝えがありますが、すべての判別には当てはまるわけではありません。言い伝えなどは安易に信じないようにしましょう。

代表的な毒キノコ	毒キノコの発生場所	間違えやすい食用キノコ
ツキヨタケ	フナなどの枯れ幹に重なり合って生え、高い樹上にも生える	シイタケ ムキタケ
クサウラベニタケ	広葉樹林や松の混じった林内地上に群生する	ウラベホテイシメジ ハタケシメジ
カキシメジ	雑木林、松林などの地上に単生、群生する	チャナメツムタケ



問い合わせ

衛生検査課
tel(883)1181



盲導犬パックス

10月から飲食店、デパートもOK 身体障害者補助犬をよろしく

昨年10月に施行された「身体障害者補助犬法」により、市役所、公民館などの公共施設、電車・バスなどで、障害者のかたが「身体障害者補助犬」を同伴することが保障されました。また、今年10月からは、飲食店、ホテル、デパートなどへも同伴の受け入れが拡大されます。ご理解とご協力をお願いします。

身体障害者補助犬の種類

- 盲導犬** 目の不自由な人を導きます
- 介助犬** 手足の不自由な人に日常生活の動作の手助けをします
- 聴導犬** 耳に障害のある人に、音を聞き分け必要な情報を伝えます

問い合わせ 障害福祉課tel(866)2093

自然を大事にする条例です

4月1日施行

市自然環境保全条例



「秋田市自然環境保全条例・施行規則」が4月1日に施行されました。この条例では、市民のみなさんから自主的に自然環境を守る活動計画を定めていただき、市と住民が協力して活動を進める制度を設けました。

1,000m以上の開発行為は届出

また、無秩序な開発を避けるため、1,000m以上の宅地造成、スキー場、ゴルフ場、遊園地などの開発行為は、事前の届出が必要になります。

【対象区域】

自然環境保全地区その他規則で定める区域以外の区域

【届出を要しない行為】市都市緑化の推進に関する条例第16条の規定による届出のあった行為、市宅地開発に関する条例第7条の第1項の規定による協議のあった行為、環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業、県環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象

10月1日施行(一部改正)

市公害防止条例



市公害防止条例が一部改正され、10月1日から施行されます。この改正で、生活環境に著しく影響を与える悪臭に関する指導基準が強化されました。

【対象業種】食料品製造工場、小売店、飲食店、遊技場

【指導基準】臭気指数21 【適用箇所】敷地境界

【対象区域】市内全区域

問い合わせ 環境保全課tel(866)2075

ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/pl/default.htm>

ネコに愛情 くださいー



市保健所には、ネコの苦情や相談が年間約300件も寄せられています。その主な原因は、飼い主の無責任な飼い方にあります。ネコの飼い主は、ネコの生態、習性、生理を理解し、愛情を持って飼いましょう。

屋内飼育

感染症や不慮の事故を防ぐため、屋内飼育につとめましょう。ネコは本来狭い範囲で行動し、屋内だけでも、高いところに上り下りすることで運動量は満たされます。ただし、一度ネコを外に出してしまうと屋外への興味がわくので、小さいうちから外に出さないようにしましょう。

不妊手術

不妊手術は、次の利点があります。また、望まれずに生まれてくる不幸な子ネコを減らすこともできます。

オ 発情期のメスを求めて放浪しない メスをめぐる
ス ケンカがない 尿かけ(マーキング)がなくなる

メ 発情がなくなる 夜鳴きがなくなる メス特有の
ス 病気(子宮蓄膿症など)にならない

迷子札

飼いネコには首輪と飼い主を書いた迷子札をつけましょう。

飼い主がわからないネコにエサを与えないで

飼い主がわからないネコにエサをやり続けると、その地域に住みつき、排泄物による悪臭や庭・畑荒らしなどの迷惑になるのでやめましょう。

負傷したイヌ・ネコを保護したら...

市保健所へ連絡してください。保健所で収容、応急手当をして一定期間預かります。

問い合わせ 衛生検査課tel(883)1182